

杉本三丞へ大野木倉人を以て御尊有之  
候所書調指上申候紙面の内記此。

## 一、御徒頭相勤候人々

微妙公御代、小幡宮年内年わかき頃、御徒支配相勤候旨承及申候。其以後前田李・富田治部左衛門も御徒支配と承及申候。相公様御入封の時分、中川采女・青山勘左衛門・藤田八郎兵衛御徒頭相勤罷在勘左衛門は病死、延寶元年に采女・八郎兵衛外村金左衛門・寺西左平次・不破平左衛門御加へ暫く五人に相勤候。采女役替の時分に候や、藤田平兵衛・永井傳七郎御加被成六人に罷成、御徒一統に裁許仕候處、六組に被仰付小頭十二人被仰付候。正徳五年十二月晦日不破平左衛門へ御尋に付如申上正保四年二月頃は山本先久左衛門も相勤申候。中川采女御徒支配は十七年相勤申候。

## 一、木村長門守息御國にて病死

春光院様御存生の節、木村長門守息一人御國に罷在刻、春光院様へ便り罷在無程病死の由。

## 一、碆に申付候者の儀

碆に申付候者の儀、病死仕候とても油斷可有之儀にて無之候。中華にては日本の通り生礎と申儀は無之候。日本にて

者亂世の時分より有之事に候や、且又奥村丹波守申付候趣、江戸にての御様子は御覽不被遊候へども、江戸表の御様子有之故、丹波守申渡候ものにて可有之候。丹波守右の通り申渡其通に成來候處、此度改申儀御心得難被遊候。右の者重科に付差急候所も、是以て御心得難被遊候。いためたがり申故と相見え候。是等は暴刑にて王道に無之事に候由被仰出候に付、公事場奉行中へ申渡。正徳三年十一月。

一、萬治二年以來の足輕員數  
千六百六十七人  
萬治二年足輕員數  
内四百八十一人組付 七百十八人割場附明組並裁領共  
共 七十三人諸場並諸奉行附 百五十七人定番足輕  
二百三十八人遠所居住

千六百七十一人 寛文元年足輕員數

内四百六十五人組附 六百三十二人割場附明組並裁領共  
百二十五人諸場並諸奉行附 二百十三人定番 二百三  
十六人遠所居住

千七百二十七人 同二年足輕員數

内四百十六人組附 七百十九人割場附明組共裁領等 百

千六百七十一人 寛文元年足輕員數

内四百六十五人組附 六百三十二人割場附明組並裁領共  
百二十五人諸場並諸奉行附 二百十三人定番 二百三  
十六人遠所居住

千七百二十七人 同二年足輕員數

内四百十六人組附 七百十九人割場附明組共裁領等 百

二十八人諸場並諸奉行附 二百三十八人定番 二百二  
十六人遠所居住

二千六百四十九人 寶永六年足輕員數

内百二十九人若狭守様附 四十人備後守様附 四百九

五人御持方組付手替共 四百九十二人御先方組付手替

共 六百六人割場附 明組 百二十六人諸場並諸奉行

附六十三人御臺所同心 四十八人御手木足輕 百三十

二人定番組手替共 五十四人水手足輕 三百七人遠所

居住 五十人横山刑部同心 三十人多賀信濃同心

一、文昭公御筆記の金誠

寶永某年六月文昭公いまだ大納言にて被成御座候節、間部越前守へ示し被下候御詠吟並御筆記の寫し如左。

一、心に物ある時は、せまく躰きゆうくなり。物なき時は、心ひろく躰ゆるやか也。

一、心に欲ある時は、義をおもはず。欲なき時は、義をおもふ。

一、心にかざりある時は、僞をかまふ。かざりなき時は僞なし。  
一、心におこたりある時は、人をあなどる。おごりなき時は、人を敬ふ。  
一、心に私ある時は、人をうたがふ。私なき時は、うたがひなし。  
一、心にあやまりある時は、人をおそる。あやまりなき時は、おそるゝ事なし。  
一、心に邪見ある時は、人をそこなふ。直なる時は、人をそこなはず。  
一、心にむさぼりある時は、人にへつらふ。むさぼりなき時は、へつらひなし。

一、心に怒ある時は、言葉はげし。怒なき時は、言葉和らか也。

一、心に堪忍なき時は、ものをそこなふ。堪忍ある時は、事を調ふ。

一、心に優なき時は、悔多し。優ある時は、悔なし。